

青森市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成十七年条例第四十五号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十一条の規定に<u>基づき</u>、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第二条 新たに職員となった者は_____</p> <p>_____</p> <p>_____、別記様式による宣誓書を任命権者（<u>県費負担教職員にあつては教育委員会。以下同じ。</u>）に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>第三条 略</p> <p>別記様式（第二条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p style="text-align: center;">私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十一条の規定に<u>基き</u>、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第二条 新たに職員となった者は、<u>任命権者（県費負担教職員にあつては教育委員会。以下同じ。）</u> <u>又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名</u></p> <p>_____してしてからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>第三条 略</p> <p>別記様式（第二条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p style="text-align: center;">私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名印</p>